

日田市規則第16号

日田市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年 3月26日

日田市長 原 田 啓 介

日田市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則の一部を改正する規則

日田市支援給付及び配偶者支援金事務取扱細則（平成22年規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(決定通知書)</p> <p>第5条 支援給付又は配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条の通知は、支援給付・配偶者支援金決定通知書（様式第17号）、支援給付却下通知書（様式第18号）、配偶者支援金却下通知書（様式第18号の2）又は支援給付及び配偶者支援金停止・廃止決定通知書（様式第19号）によるものとする。</p> <p>(徴収金等支払申出書)</p> <p>第10条 保護法第78条の2第1項<u>又は第2項</u>の規定により支援給</p>	<p>(決定通知書)</p> <p>第5条 支援給付又は配偶者支援金の支給に関する決定を行った場合における保護法第24条第3項及び第9項、第25条第2項並びに第26条第1項の通知は、支援給付・配偶者支援金決定通知書（様式第17号）、支援給付却下通知書（様式第18号）、配偶者支援金却下通知書（様式第18号の2）又は支援給付及び配偶者支援金停止・廃止決定通知書（様式第19号）によるものとする。</p> <p>(徴収金等支払申出書)</p> <p>第10条 保護法第78条の2第1項の規定により支援給付費から保</p>

付費から保護法第77条の2第1項に基づく徴収金の支払いに充てる旨の申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第28号）によるものとする。

2 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定により支援給付費から保護法第78条の2第1項に基づく徴収金の支払いに充てる旨の申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第29号）によるものとする。

（不服申立書）

第11条 保護法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書は、審査・再審査請求書（様式第30号）とする。

護法第78条に基づく徴収金の支払いに充てる旨の申出は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第78条の2の規定による支援給付金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書（様式第28号）によるものとする。

（不服申立書）

第11条 保護法に基づく処分に係る審査請求書及び再審査請求書は、審査・再審査請求書（様式第29号）とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。